

株主の皆様へ

第45期定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

I. 事業報告に表示すべき事項	
1. 会社の新株予約権等に関する事項	1 頁
2. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	4 頁
3. 株式会社の支配に関する基本方針	10 頁
II. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書	12 頁
III. 連結計算書類の連結注記表	13 頁
IV. 計算書類の株主資本等変動計算書	24 頁
V. 計算書類の個別注記表	25 頁

第45期 (2024年 4 月 1 日から2025年 3 月31日まで)

株式会社 ユー・エス・エス

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条第 2 項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

I. 事業報告に表示すべき事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容等（2025年3月31日現在）

名 称		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権	第 7 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2007年 8 月28日 (取締役会)	2008年 6 月25日 (取締役会)	2009年 6 月24日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		228個	260個	449個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 45,600株 (新株予約権 1 個当たり 200株)	普通株式 52,000株 (新株予約権 1 個当たり 200株)	普通株式 89,800株 (新株予約権 1 個当たり 200株)
新株予約権の払込金額		1 個当たり 64,560円	1 個当たり 49,760円	1 個当たり 32,620円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 個当たり 200円	1 個当たり 200円	1 個当たり 200円
新株予約権の行使期間		2007 年 9 月 15 日から 2032 年 6 月 30 日まで	2008 年 7 月 11 日から 2033 年 6 月 30 日まで	2009 年 7 月 10 日から 2034 年 6 月 30 日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 228個 目的となる株式数 45,600株	保有者数 4名 保有数 260個 目的となる株式数 52,000株	保有者数 4名 保有数 449個 目的となる株式数 89,800株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第 8 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権	第 10 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2010年 6 月29日 (取締役会)	2011年 6 月28日 (取締役会)	2012年 6 月26日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		314個	380個	343個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 62,800株 (新株予約権 1 個当たり 200株)	普通株式 76,000株 (新株予約権 1 個当たり 200株)	普通株式 68,600株 (新株予約権 1 個当たり 200株)
新株予約権の払込金額		1 個当たり 45,900円	1 個当たり 43,600円	1 個当たり 58,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1 個当たり 200円	1 個当たり 200円	1 個当たり 200円
新株予約権の行使期間		2010 年 7 月 16 日から 2035 年 6 月 30 日まで	2011 年 7 月 15 日から 2036 年 6 月 30 日まで	2012 年 7 月 13 日から 2037 年 6 月 30 日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 314個 目的となる株式数 62,800株	保有者数 4名 保有数 380個 目的となる株式数 76,000株	保有者数 4名 保有数 343個 目的となる株式数 68,600株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
発 行 決 議 日		2013年6月25日 (取締役会)	2014年6月17日 (取締役会)	2015年6月16日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		242個	159個	152個
新株予約権の目的となる 株 式 の 数		普通株式 48,400株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 31,800株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 30,400株 (新株予約権1個当たり200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1個当たり 93,540円	1個当たり 137,400円	1個当たり 179,500円
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		1個当たり 200円	1個当たり 200円	1個当たり 200円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2013 年 7 月 13 日から 2038 年 6 月 30 日まで	2014 年 7 月 5 日から 2039 年 6 月 30 日まで	2015 年 7 月 4 日から 2040 年 6 月 30 日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 234個 目的となる株式数 46,800株	保有者数 4名 保有数 153個 目的となる株式数 30,600株	保有者数 4名 保有数 145個 目的となる株式数 29,000株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
発 行 決 議 日		2016年6月14日 (取締役会)	2017年6月13日 (取締役会)	2018年6月12日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		207個	221個	231個
新株予約権の目的となる 株 式 の 数		普通株式 41,400株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 44,200株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 46,200株 (新株予約権1個当たり200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1個当たり 146,500円	1個当たり 199,500円	1個当たり 178,500円
新株予約権の行使に際して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		1個当たり 200円	1個当たり 200円	1個当たり 200円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間		2016 年 7 月 2 日から 2041 年 6 月 30 日まで	2017 年 7 月 1 日から 2042 年 6 月 29 日まで	2018 年 7 月 6 日から 2043 年 6 月 30 日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 196個 目的となる株式数 39,200株	保有者数 4名 保有数 210個 目的となる株式数 42,000株	保有者数 4名 保有数 219個 目的となる株式数 43,800株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

名 称		第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
発 行 決 議 日		2019年6月18日 (取締役会)	2020年6月23日 (取締役会)	2021年6月15日 (取締役会)
新 株 予 約 権 の 数		265個	351個	390個
新株予約権の目的となる株式の数		普通株式 53,000株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 70,200株 (新株予約権1個当たり200株)	普通株式 78,000株 (新株予約権1個当たり200株)
新株予約権の払込金額		1個当たり 192,100円	1個当たり 133,500円	1個当たり 163,600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1個当たり 200円	1個当たり 200円	1個当たり 200円
新株予約権の行使期間		2019年7月11日から 2044年6月30日まで	2020年7月11日から 2045年6月30日まで	2021年7月2日から 2046年6月30日まで
新株予約権の主な行使条件		(注) 1	(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	保有者数 4名 保有数 252個 目的となる株式数 50,400株	保有者数 4名 保有数 334個 目的となる株式数 66,800株	保有者数 4名 保有数 377個 目的となる株式数 75,400株
	社 外 取 締 役	—	—	—
	監 査 役	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役（指名委員会等設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、上記のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる。
 - (2) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
2. 当社は、2017年2月15日付けで、第5回新株予約権ないし第14回新株予約権の保有者である全ての取締役および執行役員（退任した者を除きます。）との間で新株予約権の割当契約書の変更を行い、各新株予約権の行使条件につき、権利行使開始日から「5年を経過する日までの間に限り、募集新株予約権を行使することができる」としていた点を、上記（注）1. (1)のとおりに、同日から「10日を経過する日までの間」に変更しております。
3. 2013年10月1日付けで行った普通株式1株を10株とする株式分割および2024年4月1日付けで行った普通株式1株を2株とする株式分割により、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。

2. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

内部統制システムに関する基本方針

(1) 当社および当社子会社の取締役等（当社および当社子会社の取締役。以下同じ。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① U S S グループは、取締役および従業員の企業倫理意識等の向上および法令遵守のため「U S S 行動・倫理規範」を含むコンプライアンス・マニュアルを定め、これを周知徹底し、具現化を図る。
- ② 法令遵守に反する行為等を未然に防止または早期に発見し、是正するための「U S S グループ内部通報制度窓口」を活用し、U S S グループの取締役および従業員への企業倫理意識等の浸透を図る。
- ③ 取締役会の意思決定過程の適正性を確保し、経営の監督機能を強化するため、社外取締役および社外監査役を任用するほか、弁護士等外部専門家を活用する。
- ④ 財務報告の適正性を確保するため、本社集中会計制度を採用、U S S グループの財務情報等を集中的に管理し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。
- ⑤ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、U S S グループの社内規程等に従い、適正に保存および管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 取締役の職務分掌、情報の種類等により責任部署を定め、文書または電磁的媒体に記録し保管する。
特に、電磁的情報については、アクセス権限、セキュリティ対応、バック・アップ体制等、情報管理統制を強化する。
- ③ 顧客情報、個人情報、インサイダー情報等法令上一定の管理が求められる情報については、取締役および従業員に対して当該法令で要求される管理方法の周知徹底を図る。
- ④ 各事業所・子会社に「リスク・情報管理責任者」を配置し、U S S グループ内の重要情報が迅速かつ適切に本社統括本部総務部において把握され、必要に応じて担当取締役または取締役会に報告され検討される社内体制を確立し、開示すべき会社情報が開示規則に従い適時、適正に開示される体制を構築し運用する。
- ⑤ 内部監査室は、リスク・情報管理規程および職務分掌に従った管理がなされているか否かをモニタリングし、その状況を担当取締役および監査役に報告するものとする。

(3) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 想定しうる経営戦略、業務運営、コンプライアンス、環境、災害等に係るリスクの発生頻度および発生した場合の大きさの分析、重大なリスクに関する回避または抑制策の検討、発生した場合の指示命令・行動基準等ＵＳＳグループ全体のリスク管理体制の構築を図る。
- ② リスクは、（i）事業経営上のリスク、（ii）日常的業務プロセスのリスク、（iii）クライシス・リスクに大別し、リスク回避と業務の効率化を図る。
- ③ 会社が把握し認識している事業経営上のリスクについては、リスク情報として有価証券報告書等においてステークホルダーに開示するとともに、取締役会決議等重要な意思決定において十分に斟酌する。
- ④ 各事業所・子会社の「リスク・情報管理責任者」は、必要な情報を迅速かつ適確に本社統括本部総務部に通報するものとし、内部監査室および監査役は監査の一環としてリスク管理体制をモニタリングするものとする。

(4) 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期計画、年次予算等のＵＳＳグループ全体の目標については、従業員を含め目標の浸透を図り、各事業所・子会社が具体的な施策を策定し、目標達成に向け実行する体制を構築する。
- ② 本社統括本部財務部において各事業所・子会社の月次実績の一元管理、取締役会への報告、予算・実績対比をすることにより、各事業所・子会社における効率性、目標達成に対する阻害要因を分析し、実効性ある対策を講ずる。
- ③ 事業規模拡大に対応し、職務執行に携る取締役、執行役員または現場責任者の職務権限、職務分掌を明確化し効率性かつ実効性ある業務運営体制を構築する。
- ④ 監査役は、取締役の職務の執行における効率性の過度の追求についてもモニタリングを行う。

(5) 当社および当社子会社の従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 本社統括本部財務部では各事業所・子会社それぞれに担当者を配し、月次財務報告を中心に一元管理と指導を行っている。また、総務・人事については同じく本社統括本部総務部および管理部が、オークション事業については本社オークション運営本部が、情報処理業務については本社システム本部が、オークション事業以外の子会社運営については担当取締役を定め、連携して適正な業務運営の遂行のため管理・指導を行う。
- ② コンプライアンス・マニュアルをＵＳＳグループの全従業員に周知徹底を図るほか、外部独立機関を利用した「ＵＳＳグループ内部通報制度窓口」によるコンプライアンス意識の浸透を図る。
- ③ 各事業所・子会社におけるコンプライアンスについては、ＵＳＳグループの事業規模拡大に対応して効率性を確保しつつコンプライアンス体制の充実を図る。（i）就業規則、経理規程その他業務管理規程文書だけでなく（ii）業務処理の多くが依存している情報処理システムにおける情報処理統制を含めた内部統制システムの継続的整備を図る。

- ④ モニタリング体制としては、各事業所・子会社における自主監査報告書の活用のほか、内部監査室および監査役の監査により実効性を確保する。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社別に予算管理と月次業績報告により、適切な対策について協議、指導を行うほか、連結子会社を包含する内部統制システムの構築を図る。

(7) その他当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の全てを連結対象とする基本方針のもと、各子会社の自主性を尊重しつつ、U S S グループの一員として企業理念やコンプライアンス意識の共有、労務、人事、経理、資金管理等業務運営の共通化を図る。
- ② 当社の経営方針、経営戦略等と各子会社の方針等との整合性を確保し、各子会社の健全な成長、発展に資するため当社に担当取締役を定め必要な支援と調整を図る。
- ③ 監査役は、内部監査室および会計監査人と連携し、必要と認めたときは助言、勧告を行う。

(8) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① (1)から(7)および(11)のそれぞれの箇所に記載のとおり、連結子会社を含めたU S S グループ全体の内部統制の構築と運用を図る。
- ② 「財務報告の信頼性」という目的だけに限らず、内部統制の他の目的（「業務の有効性・効率性」、「業務活動に関わる法令等の遵守」および「資産の保全」）にも配慮するものとする。
- ③ 「決算・財務報告プロセスに係る内部統制」は、財務報告に直結し、重要な影響を与えるプロセスであるため、連結子会社についてもグループ共通の統制となるよう構築する。

(9) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役から求められた場合には、必要な監査役スタッフを選任し、監査役業務の補助をさせるものとする。

(10) 前号の従業員の取締役からの独立性および当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号に定める監査役スタッフは、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役、従業員の指揮命令を受けない。
- ② 専任監査役スタッフを置く場合には、その者に対する発令・異動・考課・懲戒については、事前に監査役の同意を得るものとする。

(11) 当社および当社子会社の取締役等および従業員（当社子会社においては監査役を含む。）が監査役に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社は、各事業所・子会社の財務・経理・総務・人事にわたり本社統括本部（財務部、総務部および管理部）において一元管理を行う体制を採用しており、ＵＳＳグループの重要情報は全て本社統括本部で掌握され、監査役に報告される仕組みになっている。
- ② 当社は、「ＵＳＳグループ内部通報制度窓口」を設置し、当該窓口相談・通報された重要なリスク情報は監査役に報告される仕組みになっている。また、取締役または執行役員が関与している可能性がある通報を受け付けるための通報窓口を、通常の通報窓口とは別に設け、当該窓口に対して通報があった場合には、常勤監査役に対して通知される仕組みになっている。
- ③ 当社および当社子会社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう社内体制の整備に努め、監査役はかかる体制が適切に整備されているかどうかのチェックを行う仕組みになっている。また、法令違反行為または不正行為につき相談または通報した者に対し、当該相談または通報をしたことを理由として不利な取扱いを行わないとの仕組みになっている。
- ④ 上記①、②および③の仕組みが円滑かつ効果的に運用される体制を強化する。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、予め予算を計上することができる。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会で定めた「監査役監査基準」および「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従い監査を実行するほか、取締役会その他重要会議に出席し、意見を述べる。
- ② 監査役職務の分担を明確にし、効率化を図るとともに監査役会で意思統一を図る。
- ③ 代表取締役、社外取締役、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換を行う。

当社の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに関する取組み

全役員および従業員の行動の基本原則として「ＵＳＳ行動・倫理規範」を取締役会で定め、ＵＳＳグループの全役員および従業員に周知するとともに、適宜社内研修を通じてその浸透を図るよう努めております。

ＵＳＳグループでは、従業員が違法行為等のリスク情報を入手した場合の通報窓口として、外部機関により管理される「ＵＳＳグループ内部通報制度窓口」を設置しています。当該窓口には相談・通報された重要なリスク情報は取締役会に報告されるほか、代表取締役が定期的に運用状況の確認を行っています。

通報された内容については、代表取締役の指示に基づき、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けつつ、代表取締役が指名する調査担当者において客観的証憑の調査やヒアリングの実施等の適切な方法により検証し、違法または不適切な行為の改善および予防のために適切に活用しています。また、取締役または執行役員が関与している可能性がある通報を受け付けるための通報窓口を、通常の通報窓口とは別に設けております。当該窓口に対して通報があった場合には、常勤監査役に対して通知され、監査役および社外取締役の全員で構成する調査委員会の指名に基づき、原則として常勤監査役が対処する仕組みとしております。

「ＵＳＳグループ内部通報制度窓口」を管理する外部機関から当社に通報があった旨の通知がなされた場合、当社の通報窓口担当者は、通報者が顕名での通報を希望する場合を除き、匿名化された通報内容のみを閲覧できるものとし、通報者に関する情報の秘匿性を確保しています。また、従業員が当該窓口に対してリスク情報を通報したことを理由に、不利益な取扱いを一切受けないこと等を、ＵＳＳグループは「内部通報制度に関する規程」により明確に規定しています。

(2) 取締役の職務の執行の適正性および効率性の確保

取締役による監督機能の強化と迅速な意思決定を目的として、取締役の員数の適正化および社外取締役の登用を行うとともに、執行役員制度を導入しております。

取締役会は当期において9回開催いたしました。取締役会の審議資料は事前配布して、出席者が十分な準備を行なえるように配慮しており、取締役会においては、法令等で定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要な事項を決定し、月次業績の予算実績の分析、評価、対策を検討するとともに、上程された各事項について、法令、定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

(3) 子会社管理体制の整備

当社の取締役および執行役員が子会社の役員に就任し、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、当社は、子会社管理に関する規程として「関係会社管理規程」を定め、子会社における経営上の重要な意思決定等の事前承認事項に係る事前承認を行う等、ＵＳＳグループにおける業務執行の効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保

内部監査室の従業員が監査役の職務の補助を行っており、また、当社では、監査役が代表取締役をはじめとする各取締役および経営陣、内部監査室ならびに会計監査人と定期的に意見交換を行う機会を設けております。

(5) 内部監査の実施状況

当社の内部監査規則に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、当社および当社子会社が、法令、定款、社会規範、社内規程に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な牽制が働いているか否かを、監査役会との相互協力の上、書類の閲覧および実地調査等の方法により監査しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、なにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことが可能な者である必要があると考えています。

ＵＳＳグループは、経営理念を①公正な市場の創造、②会員との共生、③消費者への奉仕、④株主への還元、⑤社員の尊重、⑥地域への貢献と定めています。この理念のもとに、事業を推進していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えています。

また、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、当社株式に対する大規模な買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主や会社に対して、買付に係る提案内容や代替案を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益に対する侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、買付条件が当社の企業価値・株主共同の利益に鑑み不十分または不適当であるもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記の基本方針を実現するため、経営理念のもとに、事業を推進していくことに加え、以下のとおりコーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

ＵＳＳグループでは、健全で持続的な成長を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーからの社会的信頼に添えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけており、その実現のための重要施策として、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

当社取締役会では、ＵＳＳグループの事業に精通した取締役と、独立性の高い社外取締役による審議を通して、意思決定の迅速性と透明性を高めています。また、社外監査役による監査を通して、取締役の職務執行の適法性、効率性、合理性、意思決定プロセスの妥当性等を厳正に監視・検証し、経営に対する監査機能の充実を図っています。

ＵＳＳグループでは、コンプライアンスの基本原則を「ＵＳＳ行動・倫理規範」として定めており、取締役が率先して企業倫理の遵守と浸透にあたっています。また、財務報告の信頼性の確保および意思決定の適正性の確保などを含めた「ＵＳＳグループ内部統制システム」を定めており、ＵＳＳグループの業務が適正かつ効率的に実施されることを確保するための内部統制システムを整備しています。

内部統制システムの有効性については、内部監査担当部署が年間計画に基づき内部監査を実施し、重要な事項について取締役会および監査役に報告しています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益の確保・向上の取組みとして、大規模買付行為により当社の企業価値または当社株主の皆様の共同の利益が毀損されることを未然に防止するため、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することを決議いたしました。その後、かかる買収防衛策は、2009年6月24日開催の第29期定時株主総会および2012年6月26日開催の第32期定時株主総会において、それぞれ、その一部を変更の上継続することについて株主の皆様のご承認を頂きました（以下、2012年6月26日開催の第32期定時株主総会において株主の皆様にご承認頂いたプランを「本プラン」といいます。）。

当社は、2015年6月30日をもって有効期間満了を迎える本プランの取扱いについて検討した結果、現在の経営環境を前提とすると、本プランを継続することが必要不可欠なものではないと判断し、2015年5月13日開催の取締役会において、かかる有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議しました。

もっとも、当社は、本プランの有効期間満了後も引き続き、当社株式に対して大規模な買付行為や買付提案を行おうとする者に対しては、関係する法令に従い、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の開示を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示するとともに、株主の皆様の検討のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、適宜適切な措置を講じてまいります。

(4) 基本方針の実現に資する取組みについての取締役会の判断

当社は、上記基本方針を実現するための取組みとして上記(2)および(3)の取組みを進めることにより、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上につなげられると考えていると同時に、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付行為や買付提案を行うことは困難になるものと考えています。また、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合も、その是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報および時間の確保に努めるなど、適切な措置を講じてまいります。したがって、上記(2)および(3)の取組みは基本方針に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

Ⅱ. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位: 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	18,881	8,992	196,225	△23,298	200,800
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△19,695		△19,695
親会社株主に帰属する 当期純利益			37,636		37,636
自己株式の取得				△10,000	△10,000
自己株式の処分		19		340	360
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		45			45
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	65	17,941	△9,660	8,346
当連結会計年度末残高	18,881	9,057	214,166	△32,958	209,147

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	370	△5,636	23	△5,242	442	3,021	199,021
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当							△19,695
親会社株主に帰属する 当期純利益							37,636
自己株式の取得							△10,000
自己株式の処分							360
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動							45
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△258	72	42	△143	—	129	△13
当連結会計年度変動額合計	△258	72	42	△143	—	129	8,332
当連結会計年度末残高	111	△5,563	66	△5,385	442	3,150	207,354

Ⅲ. 連結計算書類の連結注記表

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7 社

主要な連結子会社については「第45期 定時株主総会招集ご通知」の「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (7) 重要な親会社および子会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用する非連結子会社および関連会社はありません。

② 持分法を適用していない関連会社数 2 社

JBA Philippines, Inc. および S B I オートサポート株式会社であります。

この2社は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(ロ) 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、リサイクル事業の製品については売価還元原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- (イ) 有形固定資産および投資不動産
(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、借地権については利用可能期間（31～34年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（14～15年）に基づく定額法によっております。

- (ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法

- (ロ) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

- (ハ) 役員賞与引当金

取締役および執行役員の賞与の支払いに備えるため、当連結会計年度末時点における支給見込額を計上しております。

- (ニ) 株式報酬引当金

取締役および執行役員の当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末時点における株式の交付見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

- (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

- (ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌連結会計年度から費用処理しております。

- (ハ) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- (ニ) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法および償却期間

のれんは、その効果が及ぶ合理的な償却期間を見積り、20年間で均等償却をしております。

⑥ 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) オートオークション

オートオークションにおける収益は、主に出品手数料、成約手数料および落札手数料であります。出品手数料については、当社が開催するオークションにおいて出品車両がセリにかけられたときに履行義務が充足されることから、オークション開催日を基準に収益を認識しております。

また、成約手数料、落札手数料については、当社が開催するオークションにおいて出品車両が落札されたときに履行義務が充足されることから、落札時に収益を認識しております。

(ロ) 中古自動車等買取販売

中古自動車および事故現状車の買取販売における収益は、車両を引き渡した時点で顧客が車両に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客に車両を引き渡した時点で収益を認識しております。

(ハ) リサイクル

資源リサイクル事業における廃自動車・金属スクラップ等のリサイクルに係る収益については、財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

プラントリサイクル事業における設備・プラント処分元請事業に係る収益については、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「営業貸付金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「営業貸付金」は6,037百万円であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社が保有する横浜会場は、当連結会計年度においてオークション会場の建替えを決定しており、これにともない除却見込みとなる資産について耐用年数を建替え予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当連結会計年度の減価償却費が185百万円増加し、営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益が同額減少しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	565百万円
土地	2,456百万円
計	3,022百万円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	220百万円
長期借入金	1,320百万円
計	1,540百万円

(注) 当社の連結子会社である株式会社アビズの銀行借入に係る債務であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

64,170百万円

投資不動産の減価償却累計額

600百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

721百万円

(4) 国庫補助金等

国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用にともない、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、建物及び構築物37百万円、器具及び備品1百万円、土地161百万円であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	257,000,000株	257,000,000株	一株	514,000,000株

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加株式数257,000,000株は株式分割によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(イ) 2024年6月25日開催の第44期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 9,787百万円
- ・1株当たり配当額 40円70銭
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月26日

(注) 1. 配当金の総額は、「U S S従業員持株会専用信託」(以下「E-Ship信託」という。)が保有する株主名簿上の当社株式294千株に対する配当金11百万円を含めて記載しております。

2. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額およびE-Ship信託の保有株式数については、株式分割前の配当額および株式数を記載しております。

(ロ) 2024年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 9,908百万円
- ・1株当たり配当額 20円60銭
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月6日

(注) 配当金の総額は、E-Ship信託が保有する株主名簿上の当社株式453千株に対する配当金9百万円を含めて記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2025年6月24日開催予定の第45期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 10,798百万円
- ・1株当たり配当額 22円80銭
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月25日
- ・配当の原資 利益剰余金

(注) 配当金の総額は、E-Ship信託が保有する株主名簿上の当社株式319千株に対する配当金7百万円を含めて記載しております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類および数	付 与 日
第5回新株予約権	普 通 株 式 45,600株	2007年9月14日
第6回新株予約権	普 通 株 式 52,000株	2008年7月10日
第7回新株予約権	普 通 株 式 89,800株	2009年7月9日
第8回新株予約権	普 通 株 式 62,800株	2010年7月15日
第9回新株予約権	普 通 株 式 76,000株	2011年7月14日
第10回新株予約権	普 通 株 式 68,600株	2012年7月12日
第11回新株予約権	普 通 株 式 48,400株	2013年7月12日
第12回新株予約権	普 通 株 式 31,800株	2014年7月4日
第13回新株予約権	普 通 株 式 30,400株	2015年7月3日
第14回新株予約権	普 通 株 式 41,400株	2016年7月1日
第15回新株予約権	普 通 株 式 44,200株	2017年6月30日
第16回新株予約権	普 通 株 式 46,200株	2018年7月5日
第17回新株予約権	普 通 株 式 53,000株	2019年7月10日
第18回新株予約権	普 通 株 式 70,200株	2020年7月10日
第19回新株予約権	普 通 株 式 78,000株	2021年7月1日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

ＵＳＧグループは、資金運用については余資の範囲内で行い、安全性の高い金融資産で運用しております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行借入により調達します。デリバティブは資金調達または運用における金利変動等のリスクを回避することを目的とするものに限定し、投機的な取引は行いません。

営業債権であるオークション貸勘定は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理をするとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券は合同運用指定金銭信託であり、短期的な余資の運用目的で保有しております。投資有価証券は株式であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体の状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務であるオークション借勘定は、短期間に支払期日が到来するものであります。

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。重要性の乏しいものは注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額180百万円）は、「投資有価証券」に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、合同運用指定金銭信託、オークション貸勘定およびオークション借勘定は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	330	330	—
資産計	330	330	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	330	—	—	330
資産計	330	—	—	330

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	オート オークション	中古自動車 等買取販売	リサイクル	計		
出品手数料	18,416	—	—	18,416	—	18,416
成約手数料	18,675	—	—	18,675	—	18,675
落札手数料	30,511	—	—	30,511	—	30,511
バイクオークション 手数料	1,172	—	—	1,172	—	1,172
商品売上高	2,375	—	—	2,375	—	2,375
中古自動車買取販売	—	7,307	—	7,307	—	7,307
事故現状車買取販売	—	5,344	—	5,344	—	5,344
資源リサイクル	—	—	5,362	5,362	—	5,362
プラントリサイクル	—	—	3,044	3,044	—	3,044
その他	10,553	—	—	10,553	459	11,013
顧客との契約から 生じる収益	81,705	12,651	8,407	102,763	459	103,223
その他の収益 (注) 2	138	—	—	138	659	797
外部顧客への売上高	81,843	12,651	8,407	102,902	1,119	104,021

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オートローン事業および太陽光発電システムによる売電事業等であります。

2. 「その他の収益」は、「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）」および「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」に基づく収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項

⑥ 重要な収益および費用の計上基準」をご参照ください。

(3) 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
オークション貸勘定	24, 519	13, 767
売掛金	2, 014	2, 144

(注) 1. オークション貸勘定は、オークション業務に関連して発生する会員に対する債権であり、未収出品手数料収入、未収成約手数料収入、未収落札手数料収入のほか、立替および預り車両代金が含まれております。

2. 当社および連結子会社の受取手形、契約資産および契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社の残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 430円50銭
- (2) 1株当たり当期純利益 78円65銭

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 「1株当たり純資産額」の算定上、E-Ship信託が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度306千株）。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、E-Ship信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当連結会計年度437千株）。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

- 消却する株式の種類
当社普通株式
- 消却する株式の総数
40,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合7.78%）
- 消却予定日
2025年6月30日
- 消却後の発行済株式総数
474,000,000株

12. その他の注記

(追加情報)

(1) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理

当社は、従業員の福利厚生の実施および当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

① 取引の概要

当社は、U S S グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」という。）を2023年6月より再導入しております。

本プランは、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「U S S 従業員持株会専用信託」（以下「E-Ship信託」という。）を設定し、E-Ship信託は、設定後約2年9か月間にわたり「U S S 従業員持株会」（以下「持株会」という。）が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は365百万円、株式数は306千株であります。

なお、当社は2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

297百万円

(2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

IV. 計算書類の株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	18,881	4,583	—	4,583	370	194,866	195,236	△23,298	195,403
当期変動額									
剰余金の配当						△19,695	△19,695		△19,695
当期純利益						37,211	37,211		37,211
自己株式の取得								△10,000	△10,000
自己株式の処分			19	19				340	360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	19	19	—	17,516	17,516	△9,660	7,876
当期末残高	18,881	4,583	19	4,603	370	212,382	212,752	△32,958	203,279

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	370	△5,636	△5,266	442	190,579
当期変動額					
剰余金の配当					△19,695
当期純利益					37,211
自己株式の取得					△10,000
自己株式の処分					360
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△258	72	△185	—	△185
当期変動額合計	△258	72	△185	—	7,690
当期末残高	111	△5,563	△5,452	442	198,269

V. 計算書類の個別注記表

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

(i) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(ii) 棚卸資産

商品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、車両については個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法

ただし、車両については個別法に基づく原価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

(i) 有形固定資産および投資不動産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

(ii) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）、借地権については利用可能期間（31～34年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（14～15年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

一般債権

貸倒懸念債権および破産更生債権等

(ロ) 賞与引当金

(ハ) 役員賞与引当金

(ニ) 株式報酬引当金

(ホ) 退職給付引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、以下の方法により計上しております。

貸倒実績率法

財務内容評価法

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

取締役および執行役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度末時点における支給見込額を計上しております。

取締役および執行役員の当社株式の交付に備えるため、当事業年度末時点における株式の交付見込額に基づき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、その効果が及ぶ合理的な償却期間を見積り、20年間で均等償却をしております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

オートオークションにおける収益は、主に出品手数料、成約手数料および落札手数料であります。出品手数料については、当社が開催するオークションにおいて出品車両がセリにかけられたときに履行義務が充足されることから、オークション開催日を基準に収益を認識しております。

また、成約手数料、落札手数料については、当社が開催するオークションにおいて出品車両が落札されたときに履行義務が充足されることから、落札時に収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

（耐用年数の変更）

当社が保有する横浜会場は、当事業年度においてオークション会場の建替えを決定しており、これにともない除却見込みとなる資産について耐用年数を建替え予定月までの期間に見直し、将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の減価償却費が185百万円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益が同額減少しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	57,842百万円
投資不動産の減価償却累計額	1,180百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分掲記したものを除く）	
短期金銭債権	263百万円
短期金銭債務	915百万円
長期金銭債務	18百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める地方税法第341条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法により算出しております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
------------	------------

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	721百万円
----------------------------------	--------

(4) 国庫補助金等

国庫補助金等で取得した固定資産の圧縮記帳の適用にともない、固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳累計額は、建物37百万円、器具及び備品1百万円、土地161百万円であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	316百万円
営業費用	3,456百万円
営業取引以外の取引高	964百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	16,813,005株	24,181,117株	299,600株	40,694,522株

- (注) 1. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
2. 当事業年度末の株式数には、E-Ship信託が所有する当社株式306,900株が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の増加株式数24,181,117株の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|-------------|
| 株式分割による増加 | 16,813,005株 |
| 取締役会決議による自己株式の取得による増加 | 7,367,400株 |
| 単元未満株式の買取りによる増加 | 712株 |
4. 普通株式の自己株式の減少株式数299,600株の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------------|----------|
| E-Ship信託から持株会への売却による減少 | 267,400株 |
| 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 | 32,200株 |

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	467百万円
未払事業税	464百万円
投資有価証券評価損	330百万円
退職給付引当金	312百万円
減損損失	234百万円
賞与引当金	218百万円
時価評価差額	211百万円
株式報酬費用	181百万円
資産除去債務	172百万円
未払金	76百万円
その他	113百万円
繰延税金資産合計	2,785百万円
繰延税金負債との相殺	△947百万円
繰延税金資産の純額	1,837百万円
繰延税金負債	
時価評価差額	643百万円
顧客関連資産	208百万円
その他有価証券評価差額金	50百万円
資産除去債務	27百万円
その他	17百万円
繰延税金負債合計	947百万円
繰延税金資産との相殺	△947百万円
繰延税金負債の純額	－百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したこととともない、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これにともない、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.4%から31.3%に変更し計算しております。

この変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の 名称または 氏名	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容 または 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 ユー・エス 物流	愛知県 東海市	30	貨物自動 車陸送サ ービス	直接100	業務委託 役員の兼任	業務委託取引	3,277	未払金	390

(注) 株式会社ユー・エス物流への業務委託取引については、市場価格を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益および費用の計上基準」をご参照ください。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 417円96銭
(2) 1株当たり当期純利益 77円76銭

(注) 1. 当社は、2024年4月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 「1株当たり純資産額」の算定上、E-Ship信託が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度306千株)。

また、「1株当たり当期純利益」の算定上、E-Ship信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度437千株)。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記 (自己株式の消却)」をご参照ください。

12. その他の注記

(追加情報)

- (1) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理

連結注記表「12. その他の注記 (追加情報) (1) 信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理」をご参照ください。

- (2) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。